

利用上の参考事項

本書は、北九州市の外郭団体（25団体）をはじめ、北九州市が出資又は出損（以下「出資」という。）している全ての法人について、市民の皆さんへの情報提供をより推進するために、その概要等についてとりまとめたものです。

作成にあたっては、各法人及び所管局等から協力をいただき、提出された原稿をもとに、編集を行いました。

1 掲載法人

民法法人（財団法人、社団法人）、商法法人（株式会社）、特別法に基づく法人のうち、現在、北九州市が出資している82法人を対象として、次の区分で所管局順に掲載しています。

第1部 …北九州市が定める外郭団体

外郭団体とは…出資法人のうち、北九州市外郭団体指導調整要綱に規定する次の条件を満たす団体をいう。

- ① 市が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
- ② 市が資本金等の1/4以上を出資している法人でかつ市の出資が最大のもの（地方独立行政法人を除く）
- ③ 人的又は財政的負担の状況を考慮し、別に指定する法人（※現在該当なし）

第2部 …北九州市が資本金等の25%以上を出資する法人（外郭団体を除く）

※ 市が資本金等の25%以上を出資している法人等については、「地方自治法第199条」に基づき、市の監査委員の監査権限が及びます。

第3部 …北九州市が資本金の25%未満を出資する株式会社

第4部 …北九州市が資本金等の25%未満を出資する法人（株式会社を除く）

2 作成時期

原則として、平成20年12月1日現在で作成しています。

3 記載事項

第1・2部

名称、設立年月日、所在地、設立目的・事業内容、資本金等、北九州市の出資状況、決算期、主務官庁、北九州市所管、法人の組織（役員数には非常勤役員を含む）、事業概要、事業実績、北九州市の関与の状況（出資（捐）金：それぞれの年度の12月1日時点での出資（捐）金額、その他の項目は各年度の決算ベース）、資産・収支の状況

第3部

名称、設立年月日、所在地、代表者、設立目的・事業内容、資本金、北九州市の出資状況、決算期、北九州市所管、資産・収支の状況

第4部

名称、所在地、代表者、設立年月日、資本金等、北九州市の出資状況、設立目的・事業内容、主務官庁、北九州市所管

※「北九州市の出資状況」における出資額は、当該法人の資本金等に対する本市の出資割合に応じた金額です。